

平成24年9月27日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成24年(ネ)第4222号 不当利得返還請求控訴事件 (原審・東京地方裁判所平成23年(ウ)第39066号)

口頭弁論終結日 平成24年9月11日

判 決

東京都千代田区大手町1丁目2番4号

控 訴 人

SMB Cコンシューマーファイ
ナンス株式会社

(旧商号・プロミス株式会社)

同代表者代表取締役

久 保 健

同訴訟代理人弁護士

大 塚 隆 治

同

宮 崎 裕 悟

同

飯 塚 隆 史

東京都

被 控 訴 人

A

福島県

被 控 訴 人

B

横浜市

被 控 訴 人

C

札幌市

被 控 訴 人

D

浜松市

被 控 訴 人

E

被控訴人ら訴訟代理人弁護士

主 文

本件控訴をいずれも棄却する。

控訴費用は、控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1(1) 原判決中、被控訴人 A 及び被控訴人 B に関する部分を取り消す。
- (2) 被控訴人 A 及び被控訴人 B の請求をいずれも棄却する。
- 2 原判決中、被控訴人 C に関する部分を次のとおり変更する。
 - (1) 控訴人は、被控訴人 C に対し、18万2877円及びこれに対する平成23年12月9日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - (2) 被控訴人 C のその余の請求を棄却する。
- 3 原判決中、被控訴人 D に関する部分を次のとおり変更する。
 - (1) 控訴人は、被控訴人 D に対し、3万0865円及びこれに対する平成23年12月9日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - (2) 被控訴人 D のその余の請求を棄却する。
- 4 原判決中、被控訴人 E に関する部分を次のとおり変更する。
 - (1) 控訴人は、被控訴人 E に対し、11万3721円及びこれに対する平成23年12月9日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - (2) 被控訴人 E のその余の請求を棄却する。
- 5 訴訟費用は、第1, 2審を通じ、被控訴人らの負担とする。

第2 事案の概要

- 1 本件は、被控訴人らが、いずれも貸金業者である控訴人及び控訴人の完全子会社である株式会社クラヴィスとの間の継続的な各金銭消費貸借取引に係る弁済金のうち、利息制限法（平成18年法律第115号による改正前のもの。）1条1項所定の制限を超えて利息として支払った部分を借入金元本に充当する

と過払金が発生していると主張して、控訴人に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金及び悪意の受益者を理由とする民法所定の年5分の割合による利息の支払を求める事案である。

原審が被控訴人らの請求をいずれも認容したことから、控訴人が、上記第1のとおり、被控訴人 A 及び被控訴人 B の関係ではその全部を、その余の被控訴人らについてはその一部を不服として控訴した。

2 本件における争いのない事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、当審において追加した主張を後記3のとおり加えるほかは、原判決「事実及び理由」欄の第2，1及び2に記載のとおりであるから、これを引用する（ただし、上記引用部分中、「原告」とあるのを「被控訴人」と、「被告」とあるのを「控訴人」と、「別紙」とあるのを「原判決別紙」とそれぞれ読み替える。以下の引用部分において同じ。）。

3 当審における当事者の主張

(1) 控訴人の主張

控訴人は、被控訴人 D との取引においては、平成20年11月17日、新たな基本契約を締結し、約定利率を実質年率17.8%、遅延利率を実質年率21.9%として、同日以降、被控訴人 D から上記利率にて返済金を受領しており、被控訴人 E との取引においても、平成22年7月1日、基本契約の内容を変更し、約定利率を実質年率17.8%、遅延利率を実質年率20.0%として、同日以降、被控訴人 E から上記利率にて返済金を受領している。

したがって、控訴人は、上記の各利率が変更された日以降においては、被控訴人 D 及び被控訴人 E から利息制限法所定の制限利率以内の利息を受領しており、控訴人は悪意の受益者とはいえないので過払利息は発生しない。

(2) 被控訴人らの主張

控訴人の主張は争う。

第3 当裁判所も、被控訴人らの請求はいずれも理由があるからこれらを認容すべきものと判断する。その理由は、次のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」欄の第3, 1ないし3の記載と同旨であるから、これを引用する。

- (1) 10頁8行目の「規定があることなどと矛盾するものであって、」を「規定があることなどに照らすと、」に改める。
- (2) 10頁11行目の「解除されている旨主張するが、」から12行目の「仮に解除がされていたとしても、」までを「解除されていた旨主張し、この事実は乙共第1号証及び弁論の全趣旨によって認められるが、」に改める。
- (3) 11頁2行目から8行目までにおいて「被告」とあるのを、いずれも「クラヴィス及び控訴人」に改める。
- (4) 11頁8行目の次に、次のとおり加える。

なお、控訴人は、上記第2, 3(1)のとおり、被控訴人 D 及び被控訴人 E との間の取引について、新たな基本契約の締結又は変更契約によって約定利率を利息制限法の制限利率内とし、それ以降、これら変更された利率により返済金を受領しているから、それ以降は悪意の受益者とはいえない旨主張する。そして、控訴人と被控訴人 D との間の取引については証拠（乙エ6ないし8）により、控訴人と被控訴人 E との間の取引については証拠（乙オ5, 6）により控訴人主張のような約定利率の変更がされた基本契約又は変更契約が締結されていたことが認められる。そうすると、上記の変更後の約定利率に基づく返済については、①その返済の直前における借受金残額（その時点までの利息を含むもの）が返済金総額を上回っている場合には、その返済金の受領にはそもそも不当利得は発生しないことになるが、②その返済の直前における借受金残額が返済金総額に満たない場合には、その差額分に対応する元利金債権は存在していないのであり、③その返済時点で既

に過払の状態にある場合には貸金債権が存在していないのであるから、
控訴人がそれまでに発生していた過払金の取得につき悪意の受益者であ
る以上、②及び③の場合において発生した過払金の取得についても悪意
の受益者であるというべきである。控訴人の主張を前提としても、以上
の結論に変わりがないことは明白である。

(5) 11頁10行目から11行目にかけての「別紙利息制限法に基づく法定金
利計算書1ないし5記載のとおりである。」を「被控訴人 D を除く被
控訴人らと控訴人との間の各取引については、原判決別紙利息制限法に基づ
く法定金利計算書1ないし3及び5に記載のとおりであり（被控訴人 E
の平成22年7月28日の返済については上記(4)の③に当たる。）、被控
訴人 D と控訴人との間の取引については、平成20年11月7日まで
の分は同計算書4に記載のとおりであり、同年12月4日から平成21年1
0月7日までの各返済は上記(4)の③に、同年11月6日及び同年12月7日
の各2万円の返済は上記(4)の①に、同月17日の5万円の返済は上記(4)の②
に、平成22年1月8日以降の返済は上記(4)の③に当たり、同計算書4が平
成20年11月17日以降も約定利率を上回る年18%の利率で利息の計算
をしていることからすると、同計算書4の平成20年12月4日以降におけ
る過払金元金及び過払利息の金額は、同計算書4に記載された各金額を下ら
ないことになる。

2 よって、被控訴人らの請求をいずれも認容した原判決は相当であり、本件控
訴はいずれも理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決す
る。

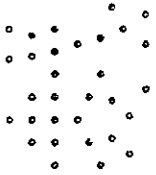
東京高等裁判所第24民事部

裁判長裁判官

三 輪 和 雄

裁判官 小 池 喜 彦

裁判官 松 村 徹



これは正本である。

平成24年9月27日

東京高等裁判所第24民事部

裁判所書記官 西村 将